

新宿区身体障害者等緊急通報システム事業実施要綱

平成 27 年 11 月 17 日 27 新福障福第 982 号 部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日 22 福保障自第 1597 号）及び障害者施策推進区市町村包括補助事業実施細則（平成 23 年 10 月 1 日 23 福保障自第 923 号）に基づき、緊急通報システム事業を運営することにより、重度身体障害者及び難病患者（以下「重度身体障害者等」という。）の生活の安全を確保し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営主体)

第 2 条 本事業の運営主体は新宿区（以下「区」という。）とする。

(重度身体障害者等緊急通報システム及び火災安全システム)

第 3 条 重度身体障害者等緊急通報システム（以下「緊急通報システム」という。）は、次の各号に掲げる方法により事業を行う。

(1) ひとり暮らし等の重度身体障害者等が、家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発報機器等を用いて東京消防庁に通報することにより、あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな援助を得て、ひとり暮らし等の重度身体障害者等の援助等を行う制度（以下「消防庁方式」という。）

(2) ひとり暮らし等の重度身体障害者等が、家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発報機器等を用いて民間受信センターに通報することにより、関係機関及び専門の現場派遣員による速やかな援助を得て、ひとり暮らし等の重度身体障害者等の援助等を行う制度（以下「民間受信センター方式」という。）

なお、当該重度身体障害者等から簡易な生活相談等を受けた場合は、必要に応じ、区その他の関係機関へ報告する。

2 緊急通報システムを設置した者で特に緊急度の高いもの（身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）第 5 条第 3 項別表五号に定める障害の程度が肢体不自由者 1 級相当等）又は、重度知的障害者（東京都愛の手帳交付要綱第 6 条第 3 項に定める知的障害の程度 1, 2 度相当）については、火災安全システム（火災が発生した場合、緊急通報器を使い自動的に東京消防庁又は民間受信センターに通報する。）を設置することができる。

(対象者)

第 4 条 緊急通報システムを利用することができる者は、各号のいずれかに該当する者と

する。

(1) 区内に住所を有する18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者であって、身体の障害が重度のもの

(2) 区内に住所を有する18歳以上のひとり暮らし等の難病患者「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病及び「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」(平成12年東京都規則第94号及び別表第1疾病名の欄に掲げる疾病)で、前号に該当しないもの

(3) その他区長が特に必要と認めるもの

2 区内に住所を有する18歳以上のひとり暮らし等の重度知的障害者(1,2度相当)であり、日常生活の判断能力が低いために緊急時の対応が困難な者については、火災安全システムのみを設置することができる。

(利用者の決定)

第5条 緊急通報システム及び火災安全システムを利用しようとする者は、身体障害者等緊急通報・心身障害者火災安全システム利用申請書(第1号様式)及び身体障害者等緊急通報・心身障害者火災安全システム利用確認書(第1号様式の2)を区長に提出するものとする。

なお、緊急通報システム及び火災安全システムを新規で利用する場合は、民間受信センター方式とする。

2 区長は、前項の申請書の提出があったときは、申請者の生活状況等を調査の上、利用の可否を決定するものとする。

ただし、前条第2号に規定する者については、難病医療券の写し又は難病診断書等の添付を要し、さらにその決定において保健所等(保健師)の調査・確認を行うものとする。

(様式第1号)

3 区長は、前項の規定により決定したときは、緊急通報システム等利用決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(緊急通報協力員の確保及び活動内容)

第6条 消防庁方式の緊急通報システム・火災安全システムの利用者(以下「利用者」という。)は、原則として3人以上の地域協力者(以下「緊急通報協力員」という。)を確保しなければならない。

2 緊急通報協力員は次に掲げる活動を行う。

(1) 東京消防庁との緊密な連携のもとに利用者の安否の確認を行うこと。

(2) 前号の確認結果について、区、東京消防庁その他の必要な関係機関へ連絡すること。

3 区長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、協力員の認定を取り消す。

(1) 心身の故障のため活動ができなくなったとき。

(2) 辞退を申し出たとき。

(3) 担当する利用者の転出等により、その活動を要しなくなったとき。

(4) 前3号のほか、区長が廃止を適当と認めたとき。

4 区長は、前項により協力員の認定を取り消した場合は、利用者との協議により利用者に対し、新たな協力員を設置させるものとする。

5 区長は、前項の規定により協力員の配置が困難になった場合は、民間受信センター方式に変更することができる。

(身体障害者等緊急通報システム等機器)

第7条 区長は、第5条第2項の規定により決定した利用者に対し、次に掲げる機器を貸与する。

- (1) 無線発報器 (ペンダント)
- (2) 無線受信機 (専用通報器組み込み型を含む。)
- (3) 有線発報器
- (4) 専用通報器

2 第5条第2項の規定により火災安全システムの設置を決定した者に対しては、住宅用火災警報器 (専用通報機と接続を含む) 等を貸与する。

(利用者負担)

第8条 利用者又はその世帯員 (利用者と同一世帯に属する配偶者に限る) は、前条の機器を新規設置する場合、民間受信センター方式の年度当初契約における保守管理料 (月額) の12か月分に10分の1を乗じて得た金額を初年度分の利用者負担金として、区の指定した業者に支払うものとする。ただし、利用者負担金に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、利用者及びその世帯員 (前項に規定する者) が生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者、又は、利用者及びその世帯員 (前項に規定する者) の当該年度の区市町村民税が非課税であるときは、利用者負担金を免除することができる。

3 民間受信センター方式において、事業者が機器の動作確認のため定時通報業務を行う場合、これに伴う通話料は利用者の負担とする。

(機器の管理)

第9条 利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用するものとし、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(届出義務)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急通報システム等利用者異動届書 (第3号様式) により届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 緊急連絡先を変更したとき。
- (3) 緊急通報協力員を変更したとき。
- (4) 第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(機器の返還)

第11条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与してある緊急通報システム機器等を返還させるものとする。

- (1) 第4条に規定する対象者に該当しないと認めたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(関係機関との連携)

第12条 区長は、関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て事業の円滑な推進を図るものとする。

2 区長は、消防庁方式の利用者について次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書類により速やかに東京消防庁に通知するものとする。

- (1) 既に通知した利用者に係る登録の内容に変更があったとき(共通様式第4号)「緊急通報・火災安全システム利用者の異動通知書」及び(共通様式第2号)「緊急通報・火災安全システム利用者決定・利用者登録内容変更通知書」
- (2) 第7条による身体障害者等緊急通報システム機器に係る設置工事を計画したとき(共通様式第3号)「緊急通報・火災安全システム家庭用機器等設置計画書」
- (3) 第10条各号による届出があったとき(共通様式第4号)

3 区長は、民間受信センター方式の利用者について次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書類により速やかに東京消防庁に通知するものとする。

- (1) 第5条により利用者を決定したとき(別記様式第5号)「緊急通報システム(民間)利用者登録カード送付書」
- (2) 既に通知した利用者に係る登録の内容に変更があったとき及び第10条第3号を除く各号による届出があったとき(様式第8号)「通報承認内容変更届出書」

4 区長は前項に定めるほか、この事業を実施する上で必要な事項を東京消防庁に通知するものとする。

(謝礼)

第13条 区は、緊急通報協力員に、第6条第2項に定める活動に対する謝礼品を毎年1回支給する。

(補則)

第14条

この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。